

統第 264-128 号
令和 7 年 8 月 26 日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 様

令和 7 年国勢調査群馬県実施本部長 関根 則子
(群馬県総務部長)

令和 7 年国勢調査への御協力について（依頼）

日頃、各種統計調査に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、本年 9 月から 10 月にかけて国勢調査を実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在で日本に常住するすべての人及び世帯を対象とするものです。

つきましては、令和 7 年国勢調査を円滑に実施するため、下記の事項について貴会員の御協力をお願いいたします。

記

1. 国勢調査員訪問時のオートロックドアの解錠について

国勢調査員は、調査書類の配布又は回収を行い、必要に応じて郵便受けを使用させていただく場合があります。オートロックのドアがある場合や郵便受けがドアの奥にある場合は、国勢調査員の調査活動が円滑に行えるよう、ドアの解錠をお願いいたします。

2. 空き室情報の提供について

国勢調査員が訪問した際、管理人等に空室の状況をお聞きする場合があります。また、調査の適切な実施及び結果の審査に当たって、県又は市町村が空き室情報の提供を求めることがありますので、御協力をお願いします。

3. 不在世帯等に係る情報提供について

調査票の提出がなく、何度訪問してもお会いできない世帯につきましては、調査員が近隣の方や管理人などから、当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別、世帯の種類、世帯員の数及び住宅の建て方）を質問する場合がありますので、御協力をお願いいたします。

※2、3につきましては、統計法第 30 条に基づく依頼であり、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

担当：統計第一係 矢野・糸井
電話：027-226-2406
FAX：027-224-9224